

## 【参考和訳】 Insurance Accounting Newsletter 第 22 号

2011 年 8 月

ポスト・Tweedie の保険プロジェクト：不明確な地平線 (The post-Tweedie insurance project: an uncertain horizon)

イントロダクション

最近の 2 ヶ月間、我々は、IFRS および USGAAP の両方の新しい保険契約の会計基準書を開発するという国際会計基準審議会 (IASB) と米国財務会計基準審議会 (FASB) の努力が大幅に後退するのを見てきた。

6 月および 7 月にわたっては審議会の活動は 6 時間を少し上回るにとどまり、こうした進捗の大幅なペースダウンは、新しい保険契約の基準書の公表予定日がさらに遅れることの予兆であった。新しい保険契約の基準書の公表日は 2012 年の下半期まで先送りされ、再公開草案の公表はこの 6 ヶ月から 8 ヶ月の間になりそうである。

技術的な審議に関しては、6 月 13 日、15 日および 7 月 21 日に開催された 3 つの合同会議の内容をこのニュースレターでカバーしている。これらのすべての合同会議において両審議会の合意がなかったことは、現在このプロジェクトの継続性に関する不確実性が増大していることを示唆している。新たな決定事項はわずかで、新契約獲得費のうち直接費用のみを契約キャッシュ・フローの一部として考えるという合意 (6 月 13 日)、および包括利益計算書における保険契約の表示の要件について両審議会が予備的に妥協した (6 月 15 日)、というものであった。

6 月 13 日、IASB は残余マージンをアンロックすることを決定し、また、この会計モデルの新たな特徴を規定することになる原則の一部を考案した。この決定は、保険契約のポートフォリオからの利益の現出には欠かせないものである。FASB は IASB のリスク調整の見解に対して複合マージンを支持しており、結果として、本トピックには投票をしなかった。

このニュースレターの残りの部分では、個々の会議を順番に追っていくのではなく、これらの会議で議論された主要論点についての我々の見解を示している。我々は、最終の IFRS の基準書の開発およびそれを保険ビジネスに適用する際に重大なインパクトを与えると我々が考えている決定事項や論点に焦点を当てている。

(注) Deloitte は、個々の IASB の会議の直後に update を下記 IAS plus のサイトで公表している。専用の IFRS ウェブサイト IAS Plus でこれらの要約をみることができる。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

<http://www.iasplus.com/agenda/insure2.htm>

極めて不確実な行程表

(A highly uncertain timetable)

最近、我々は IASB および FASB が主な基準書の開発プロジェクト（金融商品、リース、収益認識および保険契約）を完了させるために 2、3 ヶ月の猶予を認めるよう決定したことを報告した。しかしながら、6 月 30 日および 7 月 26 日に再び、IASB はこれらのすべてのプロジェクトについて、さらに大幅に遅らせた改訂行程表を公表した。

6 月の活動が大幅に削減されていたことと、2011 年 6 月 16 日に IASB と FASB が収益認識の基準書の再公開草案を公表すると決定していたことから、この発表は驚くべきものではなかった。再公開草案の規準が再公開草案の決定を必要にするほどには、再審議により公開草案が変更されなかったことは認められつつも、この決定はなされた。

短時間で大幅に行程表が改訂されたことは、米国の利害と IFRS の報告法域の利害との間の強力なコンバージェンスを反映した新しい基準書の必要性に対して、両審議会の感度の高まりを反映している。

IFRS と USGAAP のコンバージェンスに取り組むポスト・Tweedie 体制の周囲で進展する継続的な遅れというテーマは、7 月 21 日に両審議会がリースの基準書案の再公開草案を決定し、およびそれに引き続いて 2011 年 7 月 1 日から 12 ヶ月間の期間の行程表の更新版が公表されたことで再確認された。

現時点での我々の予想は、保険契約プロジェクトも、他の 3 つの主要なプロジェクトと同じく、正式な保険基準書の再公開草案を公表するという運命をたどるというものである。今年の年末から来年のいつかの時点で、我々は IASB がレビュー・ドラフト (Review Draft) (※1) を公表するか、または保険契約基準書の再公開草案を正式に決定すると予想している。我々は、後者が最も可能性があると思っている。これにより、新しい基準書の公表予定日が、先週公表された改訂行程表において確認されたように、2012 年下半年となることになるであろう。

※1 レビュー・ドラフトとは、IASB スタッフ文書で、一般公衆の便宜のために公表されるもので、正式にコメントを求めるものではない。IASB スタッフは、例えば公正価値測定や負債の作業に関するレビュー・ドラフトを公表したように、過去にこの手段を使用したことがある。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

4つの主要な共同プロジェクトの新たな予定日を要約した7月26日のIASBの行程表(2011年6月30日のIASBの行程表を更新)は下記のとおりである。

#### 2011年7月26日付IASB行程表

| プロジェクト       | 2011年第3四半期                 | 2011年第4四半期              | 2012年     |
|--------------|----------------------------|-------------------------|-----------|
| 顧客契約からの収益    | 再公開草案                      |                         | 最終基準書公表予定 |
| リース          |                            | 再公開草案                   | 最終基準書公表予定 |
| 保険契約         |                            | レビュー・ドラフト<br>または再公開草案   |           |
| 金融商品-減損      | 減損プロジェクトのレビュー・ドラフトまたは再公開草案 |                         |           |
| 金融商品-一般的なヘッジ | 投票                         | 一般的なヘッジ会計の<br>最終基準書公表予定 |           |
| 金融商品-マクロヘッジ  |                            | マクロヘッジの再公開草案の公表予定       |           |
| 金融商品-相殺      |                            | 相殺の最終基準書公表<br>予定        |           |

IASBが透明性が高くかつUSGAAPにコンバージェンスした高品質な基準書に焦点を当てていることから、4つの主要なプロジェクトのうち3つのタイミングが後送りになっていること、および特に保険契約のレビュー・ドラフトまたは再公開草案が2012年まで延期されそうなことは明らかである。我々は保険契約の最終基準書が2012年の終わりに公表されると予想しているが、最新のIASBの行程表では、保険契約の基準書の公表予定を2012年とするということはもはや記載されていない。

我々の過去の経験に基づけば、6月の行程表に記載されているリースおよび収益認識の最終基準書の公表予定日は現実的ではなく、2011年第3または第4四半期に再公開草案をリリースした場合に4ヶ月の公表期間が追加される必要があることから、2012年下半年を公表予定日とすることが整合的であろう。

金融商品プロジェクトは個々の構成要素に区分されていることからさらに複雑である。しかしながら、減損の再公開草案が2011年9月に、マクロヘッジの新しい公開草案が2011年の第4四半期に予定されていることから、全プロジェクトが完了する最も現実的な日は最も早くて2012年下半年と思われる。個別の進展について言及するのは行程表の公表から12ヶ月以内というのが通常であるため、7月26日のIASBの行程表では、マクロヘッジおよび減損基準書の予定日は掲載していない。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

さらに、FASB が近々独自の金融商品の分類と測定の提案について再公開草案を公表すると期待が高まっている。それは IASB よりディスカッション・ペーパーが公表され、この重要な基準書のさらなるコンバージェンスへの取組みの引き金となるであろう。

G20 の各国政府が当初 IASB および FASB に与えた期限である 2011 年末を越える、作業の大幅な延長には、もう 1 つの要素が影響している。それは、米国 SEC が IFRS を米国の資本市場に適合する財務報告フレームワークとして判定するかどうか不確実であるということである。SEC は 2011 年 5 月 26 日にスタッフ・ペーパーを公表し、米国資本市場に IFRS を組み込むことを検討するワークプランを発表している。その後の SEC 当局からの声明によると、決定は 2011 年末に向けて行われると予想される。我々には、この決定の結果が、IFRS と USGAAP をコンバージェンスするための両審議会の活動に重要な影響を与えるように思われる。我々は、コンバージェンスの取組みによりすべての新しい基準書が合意に至るにはさらなる時間を要することを認識しているが、この影響が単一のグローバルな会計基準書の開発に対する相互のコミットメントを確かなものにするのを我々は望んでいる。

#### 新しい保険契約の基準書の可能性のある強制適用日

最後に検討する論点は、新しい保険契約の基準書の強制適用日の見込みである。2011 年 7 月 22 日の会議において、IASB は IFRS 第 9 号「金融商品：分類及び測定」の適用日を 2013 年 1 月 1 日以降開始事業年度から 2015 年に変更する裁決を行った。これは「強制適用日を移動させることは、意見募集 (Request for Views) への回答として受領したコメントや IAS 第 39 号の置換えプロジェクトのすべてのフェーズと同時に移行するという IASB の当初の意図、および潜在的には提案される保険契約のガイダンスの適用日とも整合する」(※3) という根拠に基づいたものである。

※3 2011 年 7 月 22 日 IASB 会議の IASB スタッフ・ペーパー「アジェンダ・ペーパー2」より抜粋

4 つの主要プロジェクトのすべてはこの日を強制適用日として予定しているように思われる。しかしながら、4 つの主要プロジェクトのうちいずれかまたはすべてが 2012 年に公表されない場合には、2015 年が 2016 年に後送りされる可能性がある。この 4 つの基準書の導入による「ビッグ・バン」のインパクトは、IFRS 全体として新たな始まりを示すものといえるであろう。

これらの新しい基準書の導入の影響が、USGAAP とのより進んだコンバージェンスをもた

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

らすものであり、またこの間の遅れが、さらなる透明性とコンバージェンスをもたらす高品質な基準書を開発するための価値のあるものであったということになるように我々は望んでいる。

残余マージンを「アンロック」するという決定が会計上のボラティリティーの削減に貢献する

(The decision to “unlock” the residual margin will contribute to reducing accounting volatility)

#### 残余マージンの再測定に関するデロイトの見解

我々はリスク調整モデルを支持しているが、それはその会計モデルがビルディング・ブロックの測定に使用されるすべての変数に対して残余マージンを将来に向かって再較正することを求めるという前提である。

有効な保険契約から収受される保険料に内包された利益を、将来の給付の支払いに影響を与えるような要素の変動に対応して調整するということは、保険契約のポートフォリオを集めて管理するという経済実態に不可欠である。

内包された利益は、すべての発行された保険契約の残余マージンとして表される。それは他の変数に対する再較正を通じて利益認識されるが、その方法は、計算された残余マージンを時の経過を基準として定期的に解放する方法と特定の保険契約のポートフォリオを構成する保険契約者に対する保険者の義務の履行を表すようなその他の合理的な基準に基づき解放する方法のいずれかによる。

IASB はスタッフの提案を支持し、残余マージンをアンロックすることを決定したが、FASB はリスク調整と残余マージンを区別しない複合マージンを支持していることから、本トピックについて投票をしなかった。投票の差は少なく（8 対 7）、多くの理事が、残余マージンをアンロックすることで、保険契約の会計モデルが概念的には保険資産および負債の測定に焦点をあてた資産・負債アプローチというよりも、将来の利益に関する会計処理に焦点をあてた収益認識アプローチに向かうことになるとの懸念を示した。我々の観察によれば、FASB のスタッフが残余マージンのアンロックは負債の動きを隠してしまう懸念からこの提案を支持せず、現行の USGAAP の方法について付言していた。

残余マージンのアンロックにつき概念的な基礎について上記で述べられた懸念は、多くの IASB 理事が次のような見解を有していることから生じたものである。すなわち、残余マー

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

ジンは保険料と保険負債の差を表すもので、初日に認識できないものであり、ビルディング・ブロックの外で独立にかつ極めて単純な償却プロセスにより処理されるべきであるという見解である。

IASB 理事の少数派は、このアプローチは貸借対照表と損益の表面上から変動を隠してしまい、財務諸表がより不透明になること、アンロックが資産と負債の間の会計上のミスマッチをさらに生み出してしまうこと、および新しい保険契約の基準書の複雑性が増加することなどの追加の懸念を挙げている。退職給付会計に適用されていた最近廃止された回廊アプローチとの類似点も引き合いに出された。

IASB 理事の少数派が挙げた懸念のすべてに対応するために、このトピックについてさらに分析を行うことで合意された。我々は、9月のIASB会議においてこの追加のスタッフ作業の結果が議論されるものと予想している。

#### 割引率の変更を除いた、アンロックの原則の合意

(Unlocking principle agreed except for changes in the discount rate)

残余マージンをアンロックするというアプローチの受入に合意するというハードルを越えることによって、IASBはその新しい会計モデルの重要な要素を左右することになる原則について、相当数の決定に達した。割引率の更新に関するアンロックの原則を例外として、IASBはその他すべてのアンロック原則の提案について審議した。以下の表にその審議結果を要約する。

| 両審議会に対するスタッフの質問                                     | IASBの決定事項   |
|---|---|
| 1. 残余マージンを「消費 (Consume)」または「変動 (Float)」させるか         | 11 対 4 で残余マージンを変動させることに賛成   |
| 2. 実績の調整と仮定の変更について両方またはいずれかをアンロックされた残余マージンに反映させるべきか | 12 対 3 で、仮定の変更を残余マージンに反映させて、残余マージンの増加については上限を設けないがマイナスになることは禁止することに賛成 |
| 3. 割引率の更新はアンロックされた残余マージンに反映させるべきか                   | 決定に至っていない   |
| 4. リスク調整の変動はアンロックされた残余マージンに反映させるべきか                 | 9 対 6 でリスク調整の変動は包括利益計算書に反映させることに賛成                                    |
| 5. アンロック調整は将来に向かって行われるべきか、遡及すべきか                    | 10 対 5 で将来に向かって再測定することに賛成   |

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

### 残余マーシンのアンロックに関するデロイトの見解

IASB が決定に至った 4 つのうち 3 つ（上記 1、2 および 5）は、デロイトの提案に沿うものである。我々の見解では、アンロックの仕組みの外においてリスク調整に対する将来の変動を認識することは、リスク調整負債が第 1 のビルディング・ブロックに使用されているキャッシュ・フローの確率のボラティリティーの直接の関数となるという概念的な基礎に沿うものではない。さらに我々は、残余マーシンの調整が会計上のミスマッチを起こす結果となる場合には、割引率の更新はアンロックされた残余マーシンのではなく包括利益計算書に反映させるべきだとする IASB スタッフの提案を支持する。我々はコメントレターにおいて、保険者の負債の担保となる資産が償却原価で処理されている場合にのみ、割引率の更新を残余マーシンのに反映させるという会計処理を提案することで、この見解を明確に述べている。

### 「消費 (Consume)」または「変動 (Float)」

スタッフが挙げた第 1 のトピックは、残余マーシンの「変動 (Float)」(すなわち、プラスおよびマイナスの変動について調整する) と「消費 (Consume)」(すなわち、マイナスの変動のみについて調整する) のいずれかとするかであった。スタッフは残余マーシンの変動させ、変動後の残余マーシンのがマイナスとならないことを除いて調整に制限を設けるべきではないと提案した。

IASB 理事はこのアプローチの実用性と運用にあたっての潜在的な複雑性について多くの懸念を示したが、スタッフがオーストラリア GAAP の企業会計ではすでに「Margin on Service」という会計手法の下で同様のことを行っていると説明して安心させた。また、残余マーシンのアンロックを支持することを決定したため、残余マーシンの消費ではなく変動を支持する決定の方がより論理的な結論であるとのコメントも出された。

IASB は投票を行い (11 対 4)、残余マーシンのを変動させ、変動幅については上限を設けないがマイナスにはならないということに賛成した。FASB は、複合マーシンのを支持していることから、本件およびこれ以後の 4 つのトピックについて投票を行わないことを選んだ。

### どのキャッシュ・フローと割引率の変更で残余マーシンのを調整するのか

次に検討されたトピックは、残余マーシンのに反映すべき変動は何かということであった。スタッフは以下の提案を行った。

- 将来キャッシュ・フローの見積りの仮定が変更された場合にはすべて残余マーシンのの調整を認識すべきである。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

- 残余マージンの調整の認識が会計上のミスマッチをもたらす場合には、割引率の更新から生じる調整を損益に認識することが保険者には許容されるが、強制はされない。

IASB はキャッシュ・フローの見積りの将来の変動を残余マージンに反映させるというスタッフの提案に合意し、残余マージンに制限を設けることの必要性を議論したとき、12 対 3 で上限は設けないものの保険契約負債のなかでマイナス要素となることは禁止することに賛成した（言い換えれば、残余マージンは明示的に借方残になることはない）。

### 割引率の更新

IASB は、次に、割引率の更新を残余マージンの調整として認識すべきか、またはその更新により会計上のミスマッチが生じた程度まで、更新した会計期間の損益に反映させるべきかを審議した。

決定事項はなかった。審議会の理事はこの結果生じるであろう複雑性についてコメントし、さらに数人は、この論点は完全に理解されておらず、さらに作業がなされるまで決定を先送りしたいとコメントした。

### リスク調整の変動

スタッフはリスク調整のすべての変動は常に損益へ認識すべきであると提案した。

審議会の理事は、このアプローチは将来キャッシュ・フローの将来に向かった再測定を残余マージンに対して再較正するという前回のスタッフの提案と不整合である、とコメントした。数人の理事は、この時点では以前の提案に対して投票したことを再考すると示唆した。主要な論点は、リスク調整の変動はリスクが解放されるにつれて生じるキャッシュ・フローの確率分布の変動と切っても切れない関係にあるということである。そのような補正の変動が異なった方法で認識されること（一方は損益に、他方は残余マージンと相殺）により会計上のミスマッチを生み出すことになる。

それでも最終的には、IASB は 9 対 6 でスタッフの提案を支持した。

### 将来に向かって調整するか遡及すべきか

スタッフは残余マージンへの調整は将来に向かつてのみなされるべきであると提案した。最低限の議論を行い、IASB はスタッフの提案を支持する投票を行った（10 対 5）。

結論として、残余マージンをアンロックするというこれらの暫定的な決定においては、将来の基準書はデロイトが提案したような再較正アプローチをとり、確率加重平均キャッシ



ュ・フロー（ビルディング・ブロック 1）の将来に向かっての再測定を考慮するが、リスク調整から生じる再測定（ビルディング・ブロック 3）を含めず、割引率の更新の取扱いについては未了事項のままである。

アンロック原則としてのこの最後の要素に関する最終決定は、資産を償却原価で保有する保険者にとって主要な論点である。そのような保険者は、もしアンロックされた残余マージンが保険契約負債の割引率の更新から生じる変動を捉えないのであれば、償却原価で保有している資産に対して補正の調整を行うすべはなく、この資産に対応した保険契約負債の測定に使用される割引率の変動から生じる会計上のミスマッチにさらされることになる。これは「原価・現在」ミスマッチ（資産は原価であるのに対して負債は現在ベースであることに由来する）または負債を起因としたミスマッチと表現されている。

### 残余マージンのアンロックを支える償却（稼得）原則

(Amortisation/earning principles underpinning the unlocked residual margin)

IASB はアンロック原則と並行して残余マージンを利益に配分する基礎を定める多くの原則についても審議を行った。これらの決定では、アンロック原則と併せて機能し、基礎となる償却（稼得）パターンを定めた。

| 両審議会に対するスタッフの質問                                     | IASB の決定事項   |
|---|--|
| 1.アンロックされた残余マージンはマイナスとなることを認めるか（すなわち、期待損失を繰り越すか）    | 15 対 0 でアンロックされた残余マージンはマイナスとなることは認められないことに賛成           |
| 2.残余マージンはカバー期間にわたって、顧客に提供されるサービスのパターンを使って定期的に配分すべきか | 9 対 6 でカバー期間にわたって配分することに賛成                             |
| 3.残余マージンは類似の契約を集約したレベルで決定すべきか                       | 本プロジェクトのすべての面に係るポートフォリオの定義に関するさらなる作業が行われる前であり決定に至っていない |

### 残余マージンの期間配分に関するデロイトの見解

我々は、アンロックされた残余マージンがマイナスとなることを認めないことに合意する。しかしながら、我々はカバー期間にわたってのみ期間配分を行うことには合意しない。我々は、保険契約ポートフォリオから生じる義務を履行するという経済実態を忠実に反映するために、残余マージンはカバー期間および保険金請求処理期間の両方にわたって償却すべ

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

きであると信じている。

残余マージンがマイナスにならないという提案に対して反対は挙がらなかった。

償却（稼得）期間の議論の間、一部の理事は、（会議当日の資料や決定事項で示されているように）もし残余マージンが保険契約の未稼得の利益を表しているのであれば、カバー期間にわたって全額が稼得されることは、保険金請求処理の間も継続して契約上の義務が履行されるという事実と不整合となるとの懸念を挙げている。他の理事は、このトピックは初日の利得および不利な契約という十分に議論されていないテーマと密接に関係していることを懸念している。

しかしながら、IASB は投票を行い、残余マージンをカバー期間にわたって認識するという提案を支持した（9 対 6）。これは、カバー期間後に特定されたキャッシュ・フローの将来のすべての変動が包括利益計算書に反映されることを意味する。結果として、カバー期間後は、保険者は将来キャッシュ・フローの再測定に対して使用する残余マージンを持たないことになる。

3つ目の提案については、両審議会はポートフォリオの定義に関する決定が本論点を検討する前になされるべきであると感じたため、何ら決定はなされなかった。

スタッフは将来の会議において、契約をどこまで集約するのかという定義を、新しい基準書におけるこの観点やその他の観点に関して検討することに合意した。集約の論点について決定すべき他の領域は多く残されている（例えば初日の利益または損失の決定）。本論点は個別論点として区別するのではなくプロジェクト全体として検討することが論理的である。

#### ポートフォリオの定義に関するデロイトの見解

ポートフォリオの定義は、どの適用指針においても規定されていない。このことは、多様な実務に繋がる可能性がある。我々は、法的に異なる組織体に対してポートフォリオをどのように定義すべきかを説明したガイダンスを最終基準書に含めることを提案する。我々は、ポートフォリオの定義が保険者の法的組織に左右されなければ、財務諸表の利用者にとってより目的適合性があると信じている。最終基準書におけるガイダンスには次のような規定の開発が必要である。すなわち、ポートフォリオにおける分散効果の程度は最高のレベルで設定すべきであり、ポートフォリオの分散効果を享受できる強制力のある合意が連結会社間で存在する場合には、報告企業の連結レベルとなる。さらに、ポートフォリオレベルでの再較正アプローチを推奨する我々の提案も、定義の適用に貢献するので、適用

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

指針に含まれるべきであると我々は信じている。

我々は、保険契約のグループに対して残余マージンまたは複合マージンを見積もることが適切であることに合意する。しかしながら、多様な実務を避けるために、審議会は「ポートフォリオ」の定義についてさらに明確にするか、追加の適用指針を提供する必要があると我々は信じている。

我々はまた、残余マージンを決定するために、保険契約のポートフォリオをさらに群団に細分化することを求める合理性について理解しており、基本的には合意する。しかしながら、大量の保険契約を引き受けている企業にとっては、この要求が実務において負担となる可能性がある。

我々は、最終基準書で「類似 (similar)」の意味するところについてさらに明確にし、この原則が実務においてどのように適用されるのかの例（例えば、201X年9月に引き受けたカバー期間2年のすべての契約のグルーピング）を提供するか、または最低限の集約単位を設定することができればより手助けとなると信じている。最終基準書はまた、そのような群団が集約され財政状態計算書においてはポートフォリオレベルで報告されるかどうかを明確にすべきである。

新契約費の会計処理について両審議会の意見衝突が続く

(Clash of Boards continues on the accounting for acquisition costs)

直接新契約費のみが保険契約キャッシュ・フローの範囲に含まれるべきであることが6月の合同会議で合意された (IASB: 14 対 1、FASB: 全員一致) にもかかわらず、両審議会は、成功した販売活動に関わる費用のみを含むという提案について引き続き意見が割れている (IASB: 6 対 9、FASB: 全員一致)。

主として、両審議会の討論は、会計単位 (すなわち、どのレベルで新契約費を測定するか) およびポートフォリオを構築するための新契約費が、契約を獲得しようとして不成功に終わったコストを含むべきかどうか、という点に焦点が当てられた。

数人の審議会理事は、保険会社はポートフォリオを構築する際に生じたすべての新契約費を考慮してこれらを賦課すべき新契約費として料率に織り込んでおり、このことはすべての新契約費を含む論理を裏付けている、と述べた。他の理事は、以下を根拠にこの主張に反論した。a)ポートフォリオは成功した努力の成果のみを含む。b)他の業界では、たとえ彼らが同様の価格設定をしていたとしても、不成功に終わった販売活動のコストを繰り延べ

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

ることが認められている会社はない。たとえすべての新契約費がポートフォリオの構築に欠かせないものだとしても、保険契約について異なるアプローチを正当化することは議論を呼びそうである。

費用の定義についての合意の結果、直接新契約費のみが契約キャッシュ・フローの一部として考慮され、以下のような間接費は除かれるべきであることを両審議会は受け入れた。

- ・ 契約獲得のためのソフトウェア
- ・ 設備メンテナンスおよび減価償却
- ・ 代理人、販売スタッフの採用、訓練
- ・ 一般管理
- ・ 賃料
- ・ 公共料金
- ・ 他の一般間接費
- ・ 広告宣伝費

#### 新契約費についてのデロイトの見解

我々は、ED で規定されていたように増分費用を保険契約の期待現在価値に含めるという概念に同意する。しかしながら、我々はビルディング・ブロックに含まれるべきキャッシュ・フローは、保険契約の発行に関連する直接貢献費用も含むべきであると考えている。これらの直接貢献費用を含めることが、保険契約の経済実態と整合的である。

我々は、FASB の ASU 2010-26 金融サービス—保険（トピック 944）にある以下の記述が予想キャッシュ・フローに含められるべき費用を識別するための適切なガイドラインになると信じている。ASU では以下のように述べられている。

「従業員の総報酬の一部（中略）および給与関連の福利厚生費用のうち実際に獲得に至った契約について、以下の契約活動の遂行に費やされた時間に直接関連する部分

1. 引受
2. 証券発行および処理
3. 医療および審査
4. 営業職員による契約販売

上記の契約獲得活動に直接関連するその他の費用のうち、その契約が獲得されなければ保険会社に生じなかったであろう費用」

我々は、7月の合同会議のために作成された IASB のスタッフ・ペーパーが、短期契約に関

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

する新契約費についての新しいアプローチを提供しているように留意した。

7月の会議で議論されていないにもかかわらず、短期契約についてのIASBのスタッフ・ペーパーでは、短期契約を獲得するための増分費用のみが保険者の発生時の費用から除かれるべきであるということ、およびそれらは貸借対照表で資産として認識されるべきであるということが提案されている。

IASBスタッフのこのとても驚くべき転換は、IASBによって行われた過去のすべての決定に反しており、短期契約のために簡略化されたアプローチはビルディング・ブロックに基づく主たる会計モデルの簡便法であるというIASBの見解と完全に矛盾していると思われる。

IASBのスタッフはその書面の中で収益認識プロジェクトにおける新契約費の会計処理とのコンバージェンスを目的として正当化しているが、このアプローチの論理を理解することは困難である。

#### 保険料配分アプローチにおける新契約費の提案された定義についてのデロイトの見解

コメントレターの中で、我々は同一のIFRSの中で新契約費の異なる定義が存在することを推奨しなかった。

主要な論点は、資産として表示するか保険契約負債からの減額として表示するかの貸借対照表の表示ではなく、ビルディング・ブロック・アプローチの下で会計処理された類似の契約と比較した、簡略化された方法（7月の会議で保険料配分アプローチと名称が変更された）で会計処理された契約のカバー期間中の四半期報告で生じる引受利益との差異である。

IASBスタッフの書面は、他の会計基準書から会計モデルを借りてくることによってビルディング・ブロック・モデルの簡略化という結果をもたらすことを想定しているように思われる。この仮定は、何らかの経験則によって裏付けられていないように思われる。IASBスタッフの提案は、一方で、より複雑性を増す結果となり、目的適合性や信頼性の乏しい財務諸表をもたらすだろう。

複雑性の増大は、同じ費用配分基準を用いずに、販売される商品のタイプによって異なる費用配分システムを開発することを保険者に強いることから生じる。

この提案は、同一のIFRSでカバーされる取引について、以下のように利益と貸借対照表の両方に違いを生じさせるため、目的適合性と信頼性が損なわれることになる。

- ・カバー期間のみが異なる保険契約を販売する保険者の間で認識される異なる利益
- ・簡略化された方法が全く同じカバーに対して使用されるかどうかによって異なる負債

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

簡略化された方法を要求事項（公開草案の提案）とするか、会計方針の選択（容認事項）とするかによる影響は極めて限定的なものでしかなく、いずれの選択肢の下でも保険者の比較可能性は著しく損なわれることになる。

## 短期契約のための簡略化された会計モデルについての波乱のない議論

### (An uneventful discussion on the simplified accounting model for short duration contracts)

スタッフは議題として短期保険契約に係る簡略化されたアプローチを紹介し、また、現時点までの関連する決定事項の要約とアウトリーチの実施結果を提供した。スタッフは、特に、ED の提案に関するフィードバックと ED 以降現在までの議論に関する保険ワーキンググループのフィードバックを議論した。

スタッフは 2 つのアプローチを提案し、IASB と FASB のスタッフはそれぞれ一方を支持している。IASB のスタッフは「1 モデル」アプローチを選好しており、この考え方の下では、短期契約の保険事故発生前の会計処理の局面における簡略化モデルは収益認識プロジェクトに基づいており、これらの契約の保険事故発生後の会計処理の局面で使用されるビルディング・ブロック・アプローチの簡便法として機能する。一方 FASB のスタッフは「2 モデル」アプローチを選好しており、この考え方の下では簡略化モデルとビルディング・ブロック・アプローチは別個の会計モデルであり、短期と長期の保険契約は異なるタイプの契約であるとする。

IASB のスタッフは、2 つのアプローチは、よく似た実務上の結果を生じさせると見込まれる、と述べた。この発言は、上述した IASB の「1 モデル」アプローチの下で提案される新しい新契約費アプローチと矛盾している。さらに、両アプローチは不利なポートフォリオの負債の計算のトリガーとして同一のテストを使用するにもかかわらず、その負債の計算には、IASB のアプローチの下ではリスク調整を含み、一方 FASB のアプローチの下では確率加重された将来キャッシュ・フローの正味現在価値のみを含むことを我々は認識している。

両審議会が適格性規準について議論を始めたので、スタッフは、一方のアプローチで適格となる契約の 90%程度は、もう一方のアプローチの下でも適格となるだろうと述べた。しかしながら両審議会は、これまでの保険プロジェクトの全体的な方向性に関して彼らの理解の下で「1 モデル」アプローチと「2 モデル」アプローチの考え方を調和させて整合的に

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

解釈することができていない。また特定の契約の例が 2 つのアプローチの適格性規準を充足するかも理解できていない。割当時間のほとんどは、1 モデルアプローチと 2 モデルアプローチのいずれが使用されるべきかという点と、そのアプローチは基礎となる取引の経済実態によって正当化されるか否かという点を議論することに費やされた。

簡略化された方法を「保険料配分」アプローチと呼ぶことを決定した以外に、結論には至らず、また書面で挙げられたその他の議題は一つも検討されなかった。

両審議会は、次回の会議に向けてさらなる情報を準備するようスタッフに指示した。この追加作業は、主として、一方のアプローチでは適格性規準を満たすがもう一方のアプローチでは満たさない可能性のある契約を識別するために保険契約のタイプをレビューすることであり、これによって両審議会は今回の会議でスタッフにより提案された適格性規準を変更するかどうかについて検討することができる。

#### 保険料配分アプローチについてのデロイトの見解

デロイトは、短期契約の保険事故発生前負債に係る保険料配分アプローチ（これまで修正会計アプローチとして知られていた）はビルディング・ブロックによる測定の実務的な近似値であるため、要求されるのではなく許容されるべきであると提案する。

これにより、このようなタイプの契約を販売する保険者について、投資家が広く受け入れている包括利益計算書の表示項目に沿ってこれらの契約を表示することが可能になる。

コメントレターの中で我々は、審議会は USGAAP の下で現在使用されている未経過保険料アプローチに類似した会計処理アプローチを短期契約について採用すべきであると提案した。ビルディング・ブロック・モデルに基づく不利な契約に係る引当は、各報告日において、ビルディング・ブロック・アプローチを使用したポートフォリオの測定値が未経過保険料負債を超える場合に認識されることになる。

我々が提案した保険料配分アプローチは以下の要素も含んでいる。

- ・保険料がカバー期間にわたって既経過となるにつれて、カバー期間中に発生した損失（既報告損失、IBNR 損失、保険金請求処理費用および決済費用を含む）について負債が認識される。その負債は、確率加重キャッシュ・フローの現在価値と、キャッシュ・フローの最終的な金額、時期についての不確実性に対応するための明示的なリスク調整を含むビルディング・ブロック・アプローチの原則を使用して認識される。

- ・残余マージン負債は、保険料が既経過となるにつれて、また、支払備金が保険損失および請求費用のために認識されるにつれて、算定され決定される。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

・ 残余マーzinの一部はカバー期間に帰属し、その部分は既経過保険料の一部である。残余マーzinの残りの部分は再較正モデルと整合的に会計処理される。我々は残余マーzinの解放に保険金請求決済期間を含むべきであると考えている。残余マーzin全体をカバー期間のみで認識することは、カバー期間終了後もキャッシュ・フローの不確実性にさらされ続けていることと不整合であるように思われる。

## 包括利益計算書における保険契約の表示

(Presentation of insurance contracts in the statement of comprehensive income)

6月の会議で両審議会は保険契約の包括利益計算書における表示について議論した。FASBのスタッフは、直近の提案の開発にあたって、両審議会から受け取ったフィードバックや以前の会議で示された代替案についてのアウトリーチからのフィードバックを考慮したことを説明する資料を紹介した。またこの書面が財政状態計算書（貸借対照表）、購入再保険の表示、アンバンドルされた預り金要素の表示をカバーしないことが述べられた。

## 販売された保険契約のボリューム

スタッフが受け取ったフィードバックによれば、ほとんどの財務諸表利用者および作成者がボリュームとマーzinの両方の情報を見たいと考えている。この要望に応えるため、スタッフの提案では、保険料の認識規準について3つの代替的アプローチが検討された。

- ・ 支払期日到来保険料（Premium due）－翌期のみキャッシュ・フローの見積りと整合的
- ・ 引受保険料－当初の負債測定と整合的（予想キャッシュ・インフローの現在価値のすべてを含むため）
- ・ 既経過保険料－マーzinの解放と整合的

スタッフは、ビルディング・ブロック・アプローチを使用して測定される契約については支払期日到来保険料が包括利益計算書に表示されるべきであるが、それは収益を示すものではない、と提案した。数名の審議会理事は、既経過保険料の使用に強い選好を示した。それは財務諸表の利用者が見慣れていると彼らが考えているからであるが、スタッフはこのアプローチはいくつかの保険契約、特に貯蓄部分のある契約には適さないと説明している。IFRS第4号のフェーズ1の下では、損害保険者は引受保険料と既経過保険料を報告しており、既経過保険料に多くの焦点が当てられている。一方生命保険者は概して支払期日

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。



到来保険料を報告しており、既経過保険料を報告していない。

両審議会は、ビルディング・ブロック・アプローチを使用する契約については支払期日到来保険料を使用し、保険料配分アプローチを用いる契約については既経過保険料を使用するスタッフの提案を受け入れることを合意した。

### 保険契約の収益 (income) と費用の表示

スタッフは、保険契約から生じる項目が関係する部分を網羅した利益計算書の3つの例（スタッフ・ペーパーに示された例のうち2つは、付録2でみることができる）を示した。最初の2つの例は、引受マージンを、保険料配分アプローチを用いて測定した契約から生じるマージン（既経過保険料が表示される）とビルディング・ブロック・アプローチを用いて測定した契約から生じるマージン（支払期日到来保険料が表示される）とに区分している。例1（スタッフが推奨）と例2の相違は軽微なものである。例1では、予想される正味の負債変動が、3つの構成要素（保険料、保険金、費用）に分解するのではなく、1項目として表示される。

例3は、短期契約の保険料配分アプローチから生じる既経過保険料と、ビルディング・ブロック・アプローチから生じる支払期日到来保険料を合計して統合表示するものである。この例3では、選択した場合、包括利益計算書自体または注記で、保険料配分アプローチの金額とビルディング・ブロック・アプローチの金額を分けて示すように改良させることができる。

ボリューム情報とともに、仮定の変更、マージンの解放、投資収益および割引率の変動も、包括利益計算書で別個の項目として示される。

両審議会の選好は、スタッフが推奨する例1ではなく、例2と例3に均等に分かれたようであった。例2を好む理事は、保険料配分アプローチを使用して測定した契約とビルディング・ブロック・アプローチを用いて測定した契約を別個に表示し、また後者（ビルディング・ブロック・アプローチ）について予想と実際のキャッシュ・フローの詳細を示すという二元的 (dual) 財務諸表となることを好んだ。これらの理事は、利益の源泉およびビルディング・ブロック・アプローチがどのように展開されているかをみることが容易であると主張した。ただし、いくつかの保険専門用語を取り除いて用語を簡略化すべきであるという意見があった。この表示の最後の利点は、収益の表示が明瞭であることのようなものである。例3では、保険料は1項目で表示され、ボリューム情報はこの意味合いを持つべきではないという以前の合意にもかかわらず収益項目であるかのような非明示的な関連性を示してしまう。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

一方、例 3 を支持する理事は、それが支払期日到来保険料、発生保険金および発生費用、マージンの解放ならびにマージンおよび仮定の変動を示す、伝統的な包括利益計算書により近いものであると述べた。彼らはまた、産業界がこれまで慣れ親しんだものに近いことから産業界へ最もアピールできると主張した。IFRS 第 4 号フェーズ 1 の下で、保険者が、生命保険事業と損害保険事業を統合表示している場合には、例 3 はその状況に近いかもしれない。しかしながら、兼営保険者が、生命保険事業と損害保険事業に分解したデータを表示している場合には、例 2 はその状況に近いかもしれず、または保険料配分アプローチとビルディング・ブロック・アプローチを別個に示すよう分解したデータを提供する例 3 の表示かもしれない。

さらに例 3 は、最低限の要件を設定して財務諸表作成者に追加の情報の注記を認めるといふ、より明快な方法を提供するようである。このようなアプローチは、また、財務諸表利用者が理解することが難しい保険業界特有の財務諸表の開発を避けるという利点がある。注記情報はいまだ重要であり、IFRS には主要な業績指標の統合的な開示を認める明確な要件を含めるべきである。

会議での投票では、IASB は例 2 と例 3 で均等に分かれ、FASB の多数は例 2 を支持した（賛成 5、反対 2）。

その後、IASB Update では、例 2 への細分化された支持の結果が以下のように報告されている。

「5 名の FASB 理事がこの方向性を支持し、2 名が反対した。7 名の IASB 理事がこの方向性を支持し、7 名が反対した。1 名の IASB 理事は欠席した。IASB はこれをもとに進めることに反対するものではないとしたが、3 名の IASB 理事がこのアプローチに反対した。両審議会は、上記の表示項目をすべての場合に注記ではなく包括利益計算書で表示することをすべての保険者に要求するかどうかについて議論した。決定は行われなかった。」

#### 包括利益計算書にボリューム情報を反映することについてのデロイトの見解

保険者および投資家は、報告期間中に保険者が販売した契約のボリュームについて ED の表示方法では限定的な情報しか得られない、と頻繁に述べている。我々は、保険者の業績の表示へ、報告期間中に販売された契約に関連する情報も含めれば、より目的適合性のあるものになると考えている。

現在履行価値モデルの下でこの目的を達成するための一つのとりうる方法は、残余マージ

ンの当初較正の要素を包括利益計算書の最上部の独立項目として表示することである。このアプローチには以下の利点がある。(a)報告期間中に発行された契約に関する整合的な情報を捕捉する。(b)基礎となる測定モデルと整合的である。(c)投資家が開発してきた一般的な指標の計算が可能になる。

支払期日到来保険料を採用する直近の決定は我々の提案とは相容れるものではなく、また保険者のシステムに、確率加重キャッシュ・フローの期待正味現在価値から、報告期間中に発生すると予想されるインフローとアウトフローそれぞれの構成要素を分けて分析することを要求することになる。その後この情報は、損益計算書上で実績差額の内訳の説明を提供するために、実際のインフローおよびアウトフローと比較される。

しかしながら支払期日到来保険料アプローチでは、期首時点で有効な契約（例えば回払契約）から生じるインフロー（予想インフローのすべてをまだ受領していない）から、期間中に発行された新契約から生じるインフローを投資家が識別するための手助けとならない。新契約に対するマージンのような比率は、保険者が任意で情報を提供しない限り、このアプローチの下では受け入れられない。

#### 次のステップ (Next steps)

IASB は現在夏季休暇中であり、9月まで会議の予定はされていない。

FASB は8月も作業を継続している。しかし保険についてのセッションは計画されていない。

付録 2

2011年6月15日合同会議のために用意されたスタッフ・ペーパー3Aからの例示

付録 A - 例 2

修正アプローチ

|                        |  |            |
|------------------------|--|------------|
| 既経過保険料                 |  | 2,139      |
| 発生保険金                  |  | (1,422)    |
| 発生費用                   |  | (341)      |
| 複合マージンの解放              |  | 123        |
| リスク調整の変動               |  | -          |
| 実績調整                   |  | (22)       |
| 不利な契約のための追加負債の増減額      |  | -          |
| 増分新契約費の償却              |  | (331)      |
| 仮定の変更                  |  | 3          |
| <b>引受マージン(修正アプローチ)</b> |  | <b>149</b> |

ビルディング・ブロック・アプローチ

|                                  |         |            |
|----------------------------------|---------|------------|
| 複合マージンの解放                        |         | 252        |
| 残余マージンの変動                        |         | -          |
| リスク調整の変動                         |         | -          |
|                                  |         | <u>252</u> |
| 保険料                              | 4,228   |            |
| 見積保険料(控除)                        | (4,221) | 7          |
| 実際保険金                            | (2,992) |            |
| 見積保険金(控除)                        | 2,919   | (73)       |
| 実際費用                             | (607)   |            |
| 見積費用(控除)                         | 611     | 5          |
| 実績調整                             |         | (61)       |
| 仮定の変更                            |         | (39)       |
| <b>引受マージン(ビルディング・ブロック・アプローチ)</b> |         | <b>152</b> |

付録 A - 例 3

|                   |  |            |
|-------------------|--|------------|
| 保険料               |  | 6,367      |
| 発生保険金/給付金         |  | (4,409)    |
| 発生費用              |  | (948)      |
| 当期保険負債見積変動額       |  | (1,083)    |
| 実績調整              |  | (83)       |
| 複合マージンの解放         |  | 751        |
| リスク調整の変動          |  | -          |
| 残余マージンの変動         |  | -          |
| 仮定の変更             |  | (36)       |
| 不利な契約のための追加負債の増減額 |  | -          |
| 増分新契約費の償却         |  | (330)      |
| <b>引受マージン</b>     |  | <b>302</b> |

IASBのウェブサイトにある6月15日の審議会会議の公式録音では、上記例2のビルディング・ブロック・アプローチは若干修正され、見積り項目が集約され、当初認識時の利益

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

と損失が表示されている。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファーム各社（有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社）の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス等を提供しております。また、国内約 40 都市に約 7,000 名の専門家（公認会計士、税理士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト（[www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約 170,000 人におよぶ人材は“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を含みます。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

© 2011 Deloitte Touche Tohmatsu LLC

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited